

各位

柏崎市教育委員会子ども課

児童クラブの使用料改定について（お知らせ）

日頃、児童福祉行政に御理解及び御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、児童クラブについては、共働き家庭の増加や核家族化の進行などにより、全国的にも利用ニーズが増加しているほか、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、より一層のサービスの質と量の確保が求められています。

このような社会情勢の中、本市では、平成26年度に全ての児童クラブにおいて対象児童を小学校4年生まで拡充し、また、幅広い年齢の児童が快適かつ安全に過ごすことができるよう、生活に必要な備品の調達や設備の修繕、職員の増員などを進めているところですが、これらに係る費用は年々増加しているところです。

つきましては、今後の児童クラブの円滑かつ安定的な運営を図るため、長年据え置いてきた使用料の額を下記のとおり改定させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

皆様におかれましては、家庭の負担が増加することとなり誠に恐縮ではございますが、御理解及び御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 使用料の額（児童一人あたり／月額）

平成27年度 （新料金）	平成26年度 （旧料金）
4,750円 （8月は9,500円）	4,000円

※ 月の途中で入退会があった場合は、1月の開設日の日数を25日とした日割計算による額になります。

2 使用料の額の算出方法

市が策定中の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づいて算出しています。この基本方針は、市が提供する公の施設の利用に関し、利用する人と利用しない人との「負担の公平性・公正性」を確保するためのものであり、利用する人に一定の負担を求めることとしています。

お問合せ先
柏崎市教育委員会子ども課子ども育成係
電話：21-2233